山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月6日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例 山陽小野田市国民健康保険条例(平成17年山陽小野田市条例第115号) の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「及び同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改める。

第20条第1項中「同月28日」を「同月26日」に改める。

第22条第1項第1号中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「及び同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改める。

附則第14項を附則第16項とし、附則第10項から第13項までを2項ず

つ繰り下げ、附則第9項の次に次の2項を加える。

(特例適用利子等に係る保険料の賦課の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する被保険者が外国居住者等の所得に対する相 互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144 「日本義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144 号) 第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定 する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に 係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合に おける第16条及び第22条第1項の規定の適用については、第16条第 1項中「に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「に規定す る総所得金額及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主 義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号) 第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する 場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条 において「特例適用利子等の額」という。)」と、「控除をした後の総所 得金額及び山林所得金額」とあるのは「控除をした後の総所得金額及び山 林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、同条第2項中「山林所得金額」 とあるのは「山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条第1項 中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」 とする。

(特例適用配当等に係る保険料の賦課の特例)

1 世帯主又はその世帯に属する被保険者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第16条及び第22条第1項の規定の適用については、第16条第1項中「に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条において「特例

適用配当等の額」という。)」と、「控除をした後の総所得金額及び山林 所得金額」とあるのは「控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並び に特例適用配当等の額」と、同条第2項中「山林所得金額」とあるのは 「山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1項中「山林所 得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第20条第1項 の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山陽小野田市国民健康保険条例第16条第1項、 第22条第1項第1号並びに附則第10項及び第11項の規定は、平成29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料に ついては、なお従前の例による。

山陽小野田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第16条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の 属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第 226号) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び 山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金 額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係 る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又 は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金 額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る 事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期 譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26 号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、 第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1 項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合 には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定 する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金 額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得 の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2 項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第 1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の 規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 改 正 前

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第16条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の 属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第 226号) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び 山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金 額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係 る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する 土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に 規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年 法律第26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34 条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第 35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該 当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第 1項に規定する長期譲渡所得の金額 から控除する金額を控 除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期 譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しく は第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条 の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第 36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用によ り同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控 除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第

32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金 額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規 定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び同法附則第 35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得 等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条 の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規 定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条4 の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金 額)、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方 税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第 22条において「租税条約等実施特例法」という。) 第3条 の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条に おいて同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項 の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並 びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以 下「基礎控除後の総所得金額等」という。) に、第18条の 所得割の保険料率を乗じて算定する。

(納期)

第20条 保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月末日まで

第2期 7月1日から同月末日まで

第3期 8月1日から同月末日まで

6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3 第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金 額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係 る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定 の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等の 実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関す る法律(昭和44年法律第46号。第22条において「租税 条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規 定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約 適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計 額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をし た後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分し て計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所 得金 額等」という。) に、第18条の所得割の保険料率を 乗じて算定する。

(納期)

第20条 保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月末日まで

第2期 7月1日から同月末日まで

第3期 8月1日から同月末日まで

第4期 9月1日から同月末日まで

第5期 10月1日から同月末日まで

第6期 11月1日から同月末日まで

第7期 12月1日から同月26日まで

第8期 1月1日から同月末日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月末日まで

 $2 \sim 4$ (略)

(保険料の減額)

- 第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)とする。
 - (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2

第4期 9月1日から同月末日まで

第5期 10月1日から同月末日まで

第6期 11月1日から同月末日まで

第7期 12月1日から<u>同月28日</u>まで

第8期 1月1日から同月末日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月末日まで

 $2 \sim 4$ (略)

(保険料の減額)

- 第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)とする。
 - (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2

第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同 法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適 用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33 条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、 同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、 同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、 同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る 譲渡所得等の金額及び同法附則第35条の2の2第5項に 規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しく は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金 額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に 係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の 規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条 約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適 用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等 の額をいう。以下この項において同じ。) の算定について も同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の 所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税 法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係 る保険料の納付義務者でに掲げる額に当該世帯に属する 被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割 額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲 げる額とを合算した額

ア・イ (略)

第5項 に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同 法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所 得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡 所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡 所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式 等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第 11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定 の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金 額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある 場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第 3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び 同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下 この項において同じ。) の算定についても同様とする。以 下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計 算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2 第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義 務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当 該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象と されるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算し た額

ア・イ (略)

(2) • (3) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

附則

(略) $1 \sim 9$

(特例適用利子等に係る保険料の賦課の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する被保険者が外国居住者等の 所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法 律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特 例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子 等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る 利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有す る場合における第16条及び第22条第1項の規定の適用に ついては、第16条第1項中「に規定する総所得金額及び山 林所得金額」とあるのは「に規定する総所得金額及び山林所 得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所 得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144 号) 第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項 において準用する場合を含む。) に規定する特例適用利子等 の額(以下この条及び第22条において「特例適用利子等の 額」という。)」と、「控除をした後の総所得金額及び山林 所得金額」とあるのは「控除をした後の総所得金額及び山林 所得金額並びに特例適用利子等の額」と、同条第2項中「山 林所得金額」とあるのは「山林所得金額又は特例適用利子等 の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは

(2) • (3) (略) $2 \sim 5$ (略)

> 附則 (略)

 $1 \sim 9$

「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る保険料の賦課の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する被保険者が外国居住者等の 所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法 律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第 6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規 定する特例配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有 する場合における第16条及び第22条第1項の規定の適用 については、第16条第1項中「に規定する総所得金額及び 山林所得金額」とあるのは「に規定する総所得金額及び山林 所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による 所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12 条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含 む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第 22条において「特例適用配当等の額」という。) 「控除をした後の総所得金額及び山林所得金額」とあるのは 「控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに特例適 用配当等の額」と、同条第2項中「山林所得金額」とあるの は「山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第 1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特 例適用配当等の額」とする。

<u>12</u> (略)

<u>13</u> (略)

14 (略)

15 (略)

10 (略)

<u>11</u> (略)

12 (略)

13 (略)